

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

上 申 書

令 和 4 年 6 月 10 日

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

被告東京都指定代理人 加 藤 眞 理 

同 寺 内 伊 織 

同 寺 本 孝 規 

同 松 本 渉 

同 高 橋 一 光 

同 川 尻 拓 也 

御庁の令和4年5月13日付け第3回口頭弁論調書において、原告島田の取調べの違法性として、「㊦長時間の取調べ」が争点であることを被告東京都が確認したと記載されているが、被告東京都は、原告らがこの点を争点としていると認識していないため、ご確認の上、訂正していただくよう上申します。